

起きてはならない事態ごとの脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生しても人命の保護を最大限確保

1-1 住宅・建物・公共施設等の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生

○防災体制の充実・強化

・災害時に備えた民間企業との協定締結の準備

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き連携の強化を図る必要がある。

・災害時における連絡体制の強化

災害時の職員・消防団員等への情報伝達方法を確保するため、今後情報発信システムの構築を行う必要がある。

○地域防災力の強化

・住民参加型の地震防災訓練の実施

毎年、町内の防災訓練を実施している。引き続き住民参加型の訓練を実施していく必要がある。また、共助、公助強化のため、区、組の未加入者に対しても参加を促していく必要がある。

・自主防災組織の充実強化及び維持

自主防災組織の強化等のため、県が主催する避難所開設訓練等の研修や、町から資機材の提供を行っている。引き続き、研修の開催や資機材の提供に努めていく必要がある。

・ハザードマップの改正

ハザードマップを更新し、令和2年4月に全戸配布を行った。ゲリラ豪雨や今まで経験したことのないような豪雨に対応するため、定期的に見直していく必要がある。

・様々な事態を想定した図上訓練の実施

南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施している。役場本庁舎で災害対策本部設置訓練を行い、災害状況を把握するため、各地区から被害状況の報告を受けるなど、机上訓練を実施している。引き続き、各地区等と協力した訓練を行う必要がある。

・地区連絡本部との連携

災害発生時に対応するため、下部・身延の各支所に地区連絡本部を設置している。大規模災害発生時には、各地区連絡本部は、各避難所等との連絡及び調整を行い身延町災害対策本部へ必要な情報を提供している。

・自主防災組織、人財育成及び意識啓発

県が主催する避難所開設訓練等の研修に派遣し、自主防災組織の人財育成を行っている。引き続き、人財育成に努めていく必要がある。

・自主防災組織の防災資機材の整備促進

自主防災組織では、責任者を定め、定期的な点検整備を実施している。引き続き、有事

に備え、町が自主防災組織の育成強化に努めるとともに、資機材の整備を計画的に進めていく必要がある。

・ **地区防災計画等の作成促進**

各地区の自主防災組織と連携して、地区防災計画等の作成を推進していく必要がある。

○ **災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進**

・ **建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）**

町内の建築物等の耐震対策は、少しずつではあるが向上しているが不十分な建物も散見される。引き続き、耐震診断等を実施し耐震改修等を促進する必要がある。

・ **公営住宅長寿化計画による施設の長寿化の推進**

中層耐火建築物については、外壁改修・屋上防水等について計画的に実施している。今後は、財政負担も大きいことから、使用状況・劣化状況を勘案し、計画的な修繕を実施していく必要がある。

・ **橋梁の耐震化及び長寿命化の推進**

身延町が管理する橋梁は、町道橋が388橋、林道橋が40橋、農道橋が4橋あり、耐震化は、町道橋の2橋のみ実施している。引き続き、橋の修繕及び耐震補強を実施していく必要がある。

・ **狭隘道路（町道・農道・林道等）の拡張の推進**

災害に強い道路整備、特に密集住宅地や防災面及び建築基準法上通行に支障がある狭隘道路拡張事業を促進する必要がある。

・ **電柱の地中化の推進**

災害時の安全確保及び電力供給のため、身延町駅前及び門内地区などの一部は実施している。地域の必要性と安全性を考慮し、電線類の地中化を推進していく必要がある。

○ **災害時応急対策の推進**

・ **災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅、ホテル等の提供についての協力体制の推進**

民間賃貸住宅借り上げ型応急仮設住宅については、県の実施要領に従って実施している。今後は、事務処理手順や県との連絡体制の確認を行う必要がある。

○ **被災建築物等の危険度判定の実施**

・ **被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施**

毎年、山梨県及び各市町村が参加し、応急危険度判定士出動要請訓練を実施している。今後は、災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成（デジタル版）が必要となる。

○ **被害情報の収集体制の確立**

・ **防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立**

災害時には、無線機や防災衛星電話などを利用して被害情報の収集体制の確保を行っている。引き続き、自主防災組織の維持・訓練を実施するなどして被害情報の収集体制を確

保する必要がある。

・ **アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立**

災害時の情報収集手段の一つとして「アマチュア無線による災害時の情報収集等の協力に関する協定書」を身延町アマチュア無線クラブと身延町で締結し、防災訓練の際、情報収集訓練を実施している。引き続き、通信訓練を行いながら体制を確立する必要がある。

・ **SNS等活用による情報収集体制の整備**

SNS等を活用し、より身近な情報をより早く入手できるように情報収集体制を新規に整備する必要がある。

・ **ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備**

ドローン等を活用し、災害現場等の状況写真や動画等をより早く入手できるよう体制等を整備する必要がある。

○ **小中学校における防災対策の推進**

児童生徒を安全に避難させるため、引き渡し訓練や避難訓練を実施している。日々、児童生徒の意識の向上や、より安全な対策について防災教育を推進するとともに防災訓練についても継続して取り組む必要がある。

また、学校施設は、避難所に指定されているため児童生徒の安全の確保はもとより、避難者の安全についても確保する必要があるので、引き続き、町立学校の校舎、屋内運動場及び給食センターの耐震対策の推進を図る必要がある。

○ **保育所（学童保育を含む。）等における防災対策の推進**

災害時において、幼児・児童が安全に落ち着いて避難できるよう、地震や火災を想定した避難訓練を実施しており、職員及び子供たちも含め、意識向上に努め不測の事態に対応できるように備えている。

大規模震災を想定し、各保育所等に隣接する地域住民の協力を得て、安全に避難できるよう地域住民も含めた合同避難訓練や引き渡し訓練を実施する必要がある。また、幼児・児童向け教材等を整備する必要がある。

○ **災害時の医療救護・搬送体制等の整備**

・ **医療救護の広域応援体制の整備**

広域災害救急情報システム（EMIS）を活用し、圏域を越えて医療機関等の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、迅速に医療・救護に関わる情報を収集・提供できるよう訓練を重ねていく必要がある。

1-2 豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

○身延町地域防災計画の修正及び広域的な避難への対応の検討

身延町地域防災計画は策定しているものの、計画の実効性については未知の部分がある。特に、広域的に避難しなければならないような洪水等の災害についての検討も不十分である。

○福祉避難所等の運営体制の充実等

・要配慮者支援マニュアル等の更新

要配慮者支援マニュアルの策定を行い、災害対応の強化を図っている。今後も要配慮者支援の充実に向け取り組んでいく必要がある。

・福祉避難所運営マニュアルの更新

災害時要配慮者の福祉施設避難所の受入れに関する協定を締結している。要配慮者の移送等について、具体的に検討する必要があるとともに、福祉避難所運営マニュアルの更新が必要である。

・災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施

災害時要配慮者の避難誘導や避難所開設訓練等については、社会福祉協議会等、関係機関と連携・協力する中、定期的な防災訓練を実施するなど、各種訓練を行っている。今後も、地域との連携を強化し、訓練の充実に向け取り組んでいく必要がある。

○被害情報の収集体制の確立

・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）

・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）

・SNS等活用による情報収集体制の整備（参照：1-1）

・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備（参照：1-1）

○災害時の医療救護・搬送体制等の整備

・医療救護の広域応援体制の整備（参照：1-1）

○洪水被害等を防止する排水施設の整備

内水対策として各地区に排水施設があり、施設点検整備を行い、洪水時の対応を行っている。耐用年数を過ぎた施設の更新をしていく必要がある。台風や豪雨による洪水を防止するための河川改修工事を実施しているが、未整備地域も存在するため、引き続き河川改修を実施する必要がある。

○水防対策の推進

・水防用資材の備蓄の推進

水防資材は、土嚢、スコップ、ビニールシート、照明具等があり、各地の水防倉庫内に備蓄している。引き続き、堤防決壊も視野に入れた必要な資材を備蓄していく必要がある。

・水防訓練等の実施

水害を防止するため、排水機場及び水門を把握し、適切に操作できるように定期的に訓

練を実施している。練度の維持・向上のため、引き続き訓練を実施していく必要がある。

- ・ハザードマップの改正（参照：1－1）

1-3 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生

○広域応援協定の整備

各県の市町村と応援協定は締結しているものの、近隣の市町村が多く被害が広域に及んだ場合については十分とは言えない。南海トラフ地震対策も視野に入れた応援協定を引き続き締結していく必要がある。

○富士山火山防災教育等への参加及び教育内容の普及

身延町地域防災計画において、富士山火山噴火の防災教育の必要性をうたっているが、その成果、内容については十分とは言えない。県などが主催する富士山火山噴火防災教育等に参加して、正しい知識と得るとともに、町民に対してもその内容を普及する必要がある。

○富士山火山防災の推進

- ・身延町地域防災計画の修正及び訓練への参加

県が発出する富士山火山噴火の最新の情報に基づき、防災計画を修正するとともに、富士山火山の防災訓練に参加する必要がある。

- ・避難・輸送の支援協定の締結の推進

被害が広域に及んだ場合に必要となる避難・輸送の支援協定は締結されていないため、内容を吟味し、必要な避難・輸送支援等の協定を締結する方向で検討する必要がある。

○災害時の医療救護・搬送体制等の整備

- ・医療救護の広域応援体制の整備（参照：1－1）

○降灰対策の推進

- ・富士山火山噴火に伴う降灰から鉄道、道路交通等の確保

近隣市町村との広域的な避難交通ネットワークを構築する必要がある。

- ・富士山火山噴火に伴う降灰から農地及び森林の保全

災害発生後、迅速かつ効率的に経営の再建が図られるよう、農業者に対する経営再建対策が必要である。大規模な自然災害に備え、引き続き制度を含め検討する必要がある。

1-4 大規模な土砂災害及び豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

○土砂災害対策の推進

・治山事業による土砂災害対策の推進

県と町担当職員による「山地災害防止パトロール」を実施し、危険個所の確認を行っている。また、小規模な治山工事については町で実施する。必要な個所について、県に引き続き要望し、実施する必要がある。また、小規模な治山工事については町で実施する。

・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

土砂災害を未然に防ぐための砂防施設を県で整備を実施している。今後、必要な個所については要望していく必要がある。

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）
- ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）
- ・SNS等活用による情報収集体制の整備（参照：1-1）
- ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備（参照：1-1）

○災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進

- ・狹隘道路（町道・農道・林道等）の拡張の推進（参照：1-1）

○道路除排雪計画の策定等

主要幹線道路管理者である国、県と連携した除排雪計画の他、町内の除排雪作業が可能な業者の実状を反映した計画を策定する必要がある。

○災害時の医療救護・搬送体制等の整備

- ・医療救護の広域応援体制の整備（参照：1-1）

○洪水被害等を防止する排水施設の整備（参照：1-2）

1-5 情報伝達等の不備による避難行動等の遅れ等で多数の死傷者の発生

○被害情報の収集体制の確立

- ・ 防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）
- ・ アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）
- ・ SNS等活用による情報収集体制の整備（参照：1-1）
- ・ ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備（参照：1-1）

○通信機能の強化

- ・ 防災行政無線等による情報伝達機能の強化

防災情報伝達体制の強化を図るため、町防災行政無線システムを活用するとともに、定期的に保守点検等を実施している。必要な通信機材についてはデジタル簡易無線や付属品等の通信機材等の貸し出しができるように、あらかじめ協定を結んでおり、今後、新たな通信手段の獲得を視野に入れた検討が必要である。

- ・ 避難所等の電源確保体制の整備

避難所等の電源確保として、可搬型発動発電機や投光器を整備している。引き続き、燃料の確保と再生可能エネルギーの活用を含め避難所の電源確保について検討する必要がある。

○障害者に対する情報支援及び避難の支援体制の構築

災害時要支援者名簿に登録されている障害者や高齢者などに対して、地域における支援者や消防団などと連携して情報提供や避難の支援を行っていく必要がある。また、障害者や高齢者などの災害時要支援者への支援体制をどのようにしていくか検討していく必要がある。

○福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・ 要配慮者支援マニュアル等の更新（参照：1-2）
- ・ 福祉避難所運営マニュアルの更新（参照：1-2）
- ・ 災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施（参照：1-2）

○災害時の医療救護・搬送体制等の整備

- ・ 医療救護の広域応援体制の整備（参照：1-1）

1-6 救助・救急、医療活動の途絶による死者の発生

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）
- ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）
- ・SNS等活用による情報収集体制の整備（参照：1-1）
- ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備（参照：1-1）

○障害者に対する情報支援及び避難の支援体制の構築（参照：1-5）

○災害時の医療救護・搬送体制等の整備

- ・医療救護の広域応援体制の整備（参照：1-1）

2 救急・救助、医療活動等を迅速に実施

2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態

○災害備蓄品の確保

・集落単位での備蓄の確保

災害に被災者へ交付する圧縮毛布・備蓄食料は逐次計画的に購入している。引き続き、必要な物資については備蓄していく必要がある。この際、更新についても考慮していく必要がある。また、避難所までの移動が困難な場合を想定し、現在の避難所単位の備蓄の他に、集落単位での備蓄について検討する必要がある。

○災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進

・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進（参照：1-1）

・水道施設等の長寿命化の推進

・水道施設等の耐震化の推進

・下水道施設等の長寿命化の推進

これまで下水道処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕費や消耗部品の取り換えを行う中で、下水道施設の長寿命化を図ってきた。今後も下水道機能の維持のため、綿密な点検・調査に基づくストックマネジメント計画により、従前の維持修繕から改築更新まで含めた長寿命化対策を実施する。

・下水道施設等の耐震化の推進

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化を図るとともに、下水道事業業務継続計画（BCP）を策定することが必要である。下水道施設の耐震化は、下水道耐震化計画を策定し、下水道施設の耐震化の推進を図るとともに、災害時の対応体制の整備を実施することが必要である。

○福祉避難所等の運営体制の充実等

・避難所への公的備蓄の保管推進（食料等の確保）

福祉避難所への公的備蓄については、計画的に備蓄を進めている。今後も備蓄食料等の保管推進に取り組んでいく必要がある。

○災害時保健医療体制の整備

・医療器材の備蓄

災害時の備えとして、医療救護所の医療品や衛生材料を備蓄しており、毎年期限等を確認し、随時入替を行っている。

・各家庭での常備薬の備蓄の推進

住民に対しては、各家庭での常備薬の備蓄についての啓発を行っていく必要がある。

○被害情報の収集体制の確立

・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）

・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）

- ・ SNS等活用による情報収集体制の整備（参照：1－1）
- ・ ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備（参照：1－1）

○避難所の運営

- ・ 避難所等の電源確保体制の整備

避難所等の電源確保として、可搬型発動発電機や投光器を整備している。引き続き、燃料の確保と再生可能エネルギーの活用を含め避難所の電源確保について検討する必要がある。

○緊急物資や燃料の確保

- ・ 緊急物資の調達（調達の協定）

災害発生時の緊急物資の調達については、民間企業等と協定を結び、緊急物資の確保に努めている。引き続き、民間企業等との協定を結んでいく必要がある。

- ・ 災害時における燃料確保の推進

災害発生時の燃料確保については、LPガス協会や町内ガソリンスタンド組合との協定により、優先的に避難所へのLPガス供給、公用車へのガソリン供給及び灯油の供給を図っている。引き続き、燃料確保に努めていく必要がある。

○避難路や緊急輸送路となる幹線道路等の整備

- ・ 代替輸送路及び集落の孤立化を防止のための道路整備

山間地の集落を連結する林道は整備されているものの、道路の劣化などがあるため改良整備が必要である。

- ・ 基幹農道の整備

生活道路として、現在の農道は基幹農道として整備する必要がある。

- ・ 緊急輸送路となる幹線道路の整備

広域的な避難路である国道、県道を中心にした道路網を確保する必要がある。

- ・ 幹線街路網の整備の推進

広域的な避難路である国道、県道を中心にした道路網を確保する必要がある。

○道路除排雪計画の策定等（参照：1－4）

○土砂災害対策の推進

- ・ 治山事業による土砂災害対策の推進（参照：1－4）
- ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1－4）

○地域防災力の強化

- ・ ハザードマップの改正（参照：1－1）

○洪水被害等を防止する排水施設の整備（参照：1－2）

○水防対策の推進

- ・水防用資材の備蓄の推進（参照：1－2）
- ・水防訓練等の実施（参照：1－2）
- ・ハザードマップの改正（参照：1－1）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1－1）
- ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立（参照：1－1）
- ・SNS等活用による情報収集体制の整備（参照：1－1）
- ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備（参照：1－1）

○避難路や緊急輸送路となる幹線道路等の整備

- ・代替輸送路及び集落の孤立化を防止のための道路整備（参照：2－1）

○緊急物資や燃料の確保

- ・緊急物資の調達（調達の協定）（参照：2－1）

○災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進

- ・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進（参照：1－1）

○道路除排雪計画の策定等（参照：1－4）

○土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の推進（参照：1－4）
- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1－4）

○洪水被害等を防止する排水施設の整備（参照：1－2）

○森林の公益的機能の増進

森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐため、国庫補助金と森林環境税を財源とした森林整備（間伐、植栽等）計画を策定して実施していく必要がある。

2-3 消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺又は大幅な低下

○消防力等の充実強化

- ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進

警戒宣言発令時、又は地震発生時は、速やかに部隊を編成し、消防・防災活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実強化を図る必要がある。

○救助・救急体制の強化

- ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進

消防団員の確保のため、団員が入団しやすく、活動しやすい環境を創出する必要がある。

○災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進

- ・公営住宅長寿化計画による施設の長寿化の推進（参照：1-1）
- ・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進（参照：1-1）
- ・水道施設等の長寿命化の推進（参照：2-1）
- ・水道施設等の耐震化の推進（参照：2-1）
- ・下水道施設等の長寿命化の推進（参照：2-1）
- ・下水道施設等の耐震化の推進（参照：2-1）

○災害時保健医療体制の整備（参照：2-1）

○災害時の医療救護・搬送体制等の整備

- ・大規模震災時医療救護体制の整備

身延町地域防災計画及び山梨県災害時保健師活動マニュアルを基に、災害対策の打合せを行い、必要物品の整備や机上訓練等に取り組んでいる。また、医療活動が速やかに行えるよう、保健所や医療機関との連携体制を確認していく必要がある。

- ・防災ヘリポートの確保及び整備の推進

孤立地域への対策及び緊急輸送が必要な重傷者等への措置として、ヘリポート指定するとともに整備を実施した。今後はその実効性の確認を行い必要な修正を行う必要がある。

- ・医療救護の広域応援体制の整備（参照：1-1）

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）
- ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）
- ・SNS等活用による情報収集体制の整備（参照：1-1）
- ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備（参照：1-1）

○避難路や緊急輸送路となる幹線道路等の整備

- ・緊急輸送路となる幹線道路の整備（参照：2-1）
- ・幹線街路網の整備の推進（参照：2-1）

2-4 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の提供不足

○災害備蓄品の確保（参照：2-1）

○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進

災害発生の時期によっては、防災拠点において冷暖房等が必要な場合に備え、再生可能エネルギーを導入し必要なエネルギーを確保する必要がある。

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）
- ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）
- ・SNS等活用による情報収集体制の整備（参照：1-1）
- ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備（参照：1-1）

2-5 被災地における疫病・感染症の大規模発生

○災害時防疫体制の構築

感染症の予防として、平常時より社会福祉施設（高齢者施設）等への対策を周知している。また、感染症の蔓延防止策として定期予防接種率向上に努めている。今後は、災害発生時に感染症罹患者が発生した際に、生活区域を分け拡散防止に努められるように検討していく必要がある。

○災害時保健医療体制の整備

- ・医療器材の備蓄（参照：2-1）
- ・各家庭での常備薬の備蓄の促進（参照：2-1）

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）
- ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）
- ・SNS等活用による情報収集体制の整備（参照：1-1）
- ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備（参照：1-1）

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の増加

○地域防災力の強化

- ・ 自主防災組織の防災資機材の整備促進（参照：1-1）
- ・ 災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進

社会福祉協議会と連携する中、災害関連 NPO や、ボランティア団体等と協力し、地域防災力の充実を図っている。今後も、社会福祉協議会と連携する中、災害関連 NPO や、ボランティア団体等との連携強化に向け、取り組んでいく必要がある。

- ・ 地区防災計画等の作成促進（参照：1-1）
- ・ 被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

身延町地域防災計画に避難所等における動物の適切な飼育という項目が盛り込まれている。今後、環境衛生の面や動物愛護の共存等を検討する必要がある。

○災害備蓄品の確保（参照：2-1）

○学校における避難所運営体制の整備

各学校において、学校で策定する防災計画の中で、学校が避難所となった場合の避難所運営の対応方法を学校独自で未設定である。今後は、町の避難所運営マニュアル策定と連携して策定する必要がある。また、実践的な防災教育についても実施していく必要がある。

○災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進

- ・ 水道施設等の長寿命化の推進（参照：2-1）
- ・ 水道施設等の耐震化の推進（参照：2-1）
- ・ 下水道施設等の長寿命化の推進（参照：2-1）
- ・ 下水道施設等の耐震化の推進（参照：2-1）

○災害時保健医療体制の整備

- ・ 医療器材の備蓄（参照：2-1）
- ・ 各家庭での常備薬の備蓄の推進（参照：2-1）

○被害情報の収集体制の確立

- ・ 防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）
- ・ アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）
- ・ SNS等活用による情報収集体制の整備（参照：1-1）
- ・ ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備（参照：1-1）

○障害者等に対する情報支援及び避難の支援体制の構築（参照：1-5）

○災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅、ホテル等の提供についての協力体制の推進（参照：1－1）

3 大規模自然災害発生直後から不可欠な行政機能の確保

3-1 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の発生

○交通規制及び交通安全対策の実施

- ・交通安全施設等の整備の推進

道路における交通安全を確保するため、カーブミラー、防護柵、通学路のカラー化などを設置している。引き続き、カーブミラー、防護柵、通学路のカラー化などを整備していく必要がある。

○災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進

- ・電線類の地中化の推進（参照：1－1）

3-2 交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全

○防災体制の充実・強化

- ・災害時における連絡体制の強化（参照：1－1）
- ・勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化

交通機関の混乱や途絶、倒壊・火災等により自分の所属に参集できない場合は、最寄りの施設に参集した上で、各自の所属に参集先を連絡し、各所属長等の指示を受ける。交通機関の混乱や途絶、倒壊・火災等により自分の所属に参集できない場合に備え、あらかじめ参集可能な機関を定め、そこまでの複数の登庁ルート職員独自で決めておく必要がある。

- ・非常参集体制の確立

一般災害（風水害等）においても身延町内、「大雨警報」「洪水警報」の発表で第1配備、「土砂災害警戒情報」「氾濫危険情報」の発表で第2配備、「大規模災害が発生した時」「災害対策本部長が設置された時又は本部長が指示した時」に第3配備としている。また、地震災害職員配備では、身延町内震度4の地震発生で第1配備、震度5弱又は5強の地震発生で第2配備、震度6弱の地震発生で第3配備としている。引き続き、体制の確立を保つ必要がある。

3-3 災害対策拠点である役場施設の倒壊等及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止

○庁舎の災害対応力の強化

- ・本庁舎の耐震化（庁舎の新築移転を含む。）

今後予想される地震災害等に対して、必要な耐震性及び行政機能の充実を図るため、また、住民の利便性の向上と防災機能の強化を図るため庁舎を新たに整備し、耐震性のない本庁舎の建て替えを推進する必要がある。また、必要な自家用発電機を整備するほか、蓄電池の整備や自然エネルギーの活用等検討する等、非常時においても災害対策活動に必要な機能の確保を可能にする必要がある。

- ・本庁舎以外の耐震化

建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、耐震性のない又は築年数が50年以上の支所等については、建て替えを含めた長期的な検討（計画）が必要である。

- ・地区連絡本部との連携

災害発生時に対応するため、下部・身延の各支所に地区連絡本部を設置している。大規模災害発生時には、各地区連絡本部は、各避難所等との連絡及び調整を行い身延町災害対策本部へ必要な情報を提供している。災害発生時に対応するため、下部・身延の各支所に地区連絡本部を設置している。大規模災害発生時には、各地区連絡本部は、各避難所等との連絡及び調整を行い身延町災害対策本部へ必要な情報を提供している。

- ・主要データ、プログラムの南海トラフ地震対策強化地域外への保管及びバックアップ機能強化

主要データについては、下部支所に隣接した施設にバックアップデータを保存しているが、同じ南海トラフ地震対策強化地域内のため、地域外（県外）へのデータ保管について検討が必要である。

○災害備蓄品の確保（参照：2-1）

○災害対策本部の予備施設の指定

役場本庁舎が被災した場合に備え、身延支所又は下部支所の両支所のうち使用可能な支所を本部に指定し、対策本部の設置を行うこととしている。役場本庁舎が被災した場合に備え、県の現地対策本部の設置についても調整するとともに、配置について検討する必要がある。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

○地域の自立型エネルギー導入対策の推進等

・住宅等への自立型電源の普及促進

地球環境にやさしい新エネルギーを積極的に推進するために、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金の交付を行っている。引き続き、公共施設及び住宅等への自立型電源の普及も進め促進する必要がある。

○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入推進

防災拠点への安定的エネルギーの供給のため再生可能エネルギーの導入を推進していく必要がある。

○通信機能の強化

- ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化（参照：1－5）
- ・避難所等の電源確保体制の整備（参照：1－5）

4-2 情報サービスが機能停止・中断し、災害情報が必要な者に伝達できない事態

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1－1）
- ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立（参照：1－1）
- ・SNS等活用による情報収集体制の整備（参照：1－1）
- ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備（参照：1－1）

○通信機能の強化

- ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化（参照：1－5）
- ・避難所等の電源確保体制の整備（参照：1－5）

○防災・災害情報提供体制の整備

・外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備

県等と連携し、外国人旅行者に対する防災・災害情報を提供する必要がある。この際、語学に関するボランティアの活用を検討する必要がある。

・被災者に対する情報提供

防災行政無線等を活用した情報伝達機能を検討する必要がある。

5 大規模自然災害発生直後から経済活動の機能不全を抑制

5-1 サプライチェーンの寸断による企業の生産能力の低下による経営の悪化や倒産

○避難路や緊急輸送路となる幹線道路等の整備

- ・ 幹線街路網の整備の推進（参照：2-1）
- ・ 緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築

他市町村等から搬送される救援物資、又は調達した物資は、役場本庁舎及び企業と提携している倉庫に集積することとしている。物資が大量、かつ迅速な処理を必要とする場合を考慮した「受援計画」を策定する必要がある。

○緊急物資や燃料の確保

- ・ 緊急物資の調達（調達の協定）（参照：2-1）
- ・ 災害時における燃料確保の推進（参照：2-1）

○燃料供給ルートの確保

- ・ 広域の県指定緊急輸送道路と防災拠点等とを結ぶ緊急輸送道路の指定及び整備

災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、町の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路として指定し、整備を図る必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

○燃料供給ルートの確保

- ・ 広域の県指定緊急輸送道路と防災拠点等とを結ぶ緊急輸送道路の指定及び整備（参照：5-1）

5-3 基幹的交通ネットワーク（中央道、中部横断自動車道、鉄道）の機能停止または県外との交通遮断による物流・人流への甚大な影響

○避難路や緊急輸送路となる幹線道路等の整備

- ・ 幹線街路網の整備の推進（参照：2-1）

○災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進

- ・ 橋梁の耐震化及び長寿命化を推進（参照：1-1）

○道路除排雪計画の策定等（参照：1-4）

○土砂災害対策の推進

- ・ 治山事業による土砂災害対策の推進（参照：1-4）
- ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

○洪水被害等を防止する排水施設の整備（参照：1-2）

5-4 食料等の安定供給の停滞

○災害備蓄品の確保（参照：2-1）

○緊急物資や燃料の確保

- ・ 緊急物資の調達（調達の協定）（参照：2-1）

○避難路や緊急輸送路となる幹線道路等の整備

- ・ 緊急輸送道路となる基幹道路の整備（参照：2-1）
- ・ 緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築（参照：5-1）

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期にわたる機能停止

○地域の自立型エネルギー導入対策の推進等

- ・住宅等への自立型電源の普及促進（参照：4-1）

○避難路や緊急輸送路となる幹線道路等の整備

- ・緊急輸送道路となる基幹道路の整備（参照：2-1）

○緊急物資や燃料の確保

- ・災害時における燃料確保の推進（参照：2-1）

○燃料供給ルートの確保

- ・広域の県指定緊急輸送道路と防災拠点等とを結ぶ緊急輸送道路の指定及び整備（参照：5-1）

○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入推進（参照：2-4）

6-2 長期にわたる上水道等の供給停止や污水处理施設の機能停止

○災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進

ライフライン等の確保のため、身延町上下水道管推進協議会と「災害時における上下水道施設の応急対策業務に関する協定書」を「災害時における公共施設等の応急対策業務に関する協定書」についても下部・中富・身延の各建設安全協議会と、更に富士ミネラルウォーター株式会社と「災害時における物資供給に関する協定書」を締結しているが、更に必要な協定については、締結していく必要がある。

- ・災害時における給水協力関係の強化

平成20年2月1日に日本水道協会山梨県支部と「災害時における相互応援に関する協定」を締結し、大規模災害発生時には複数ルートによる給水応援要請や活動が行われること、また、町独自に富士ミネラルウォーター株式会社と「災害時における物資供給に関する協定書」を締結している。引き続き、関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう相互に調整を図る必要がある。

○災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進

- ・橋梁の耐震化及び長寿命化を推進（参照：1-1）
- ・水道施設等の長寿命化の推進（参照：2-1）
- ・水道施設等の耐震化の推進（参照：2-1）
- ・下水道施設等の長寿命化の推進（参照：2-1）
- ・下水道施設等の耐震化の推進（参照：2-1）

6-3 地域交通ネットワークの分断

○災害時応急対策の推進

- ・道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施

災害時の応急点検マニュアルを策定する必要がある。

○避難路や緊急輸送路となる幹線道路等の整備

- ・代替輸送路及び集落の孤立化を防止のための道路整備（参照：2-1）
- ・幹線街路網の整備の推進（参照：2-1）

○道路除排雪計画の策定等（参照：1-4）

○災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進

- ・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進（参照：1-1）

○洪水被害等を防止する排水施設の整備（参照：1-2）

7 制御不能な複合災害・二次災害の発生を抑止

7-1 沿線・沿道の建築物の倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進
 - ・狭隘道路（町道・農道・林道等）の拡張の推進（参照：1-1）
 - ・建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）（参照：1-1）
- 被災建築物等の危険度判定の実施
 - ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施（参照：1-1）
- 災害時応急対策の推進
 - ・道路の点検、啓開方法マニュアルの策定（参照：6-3）
- 被害情報の収集体制の確立
 - ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）
 - ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）
 - ・SNS等活用による情報収集体制の整備（参照：1-1）
 - ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備（参照：1-1）

7-2 防災インフラ、自然発生したダムやため池等の損壊による機能不全

- 災害対策本部の予備施設の指定（参照：3-3）

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○森林の公益的機能の増進（参照：2－2）

○鳥獣害対策の推進

鳥獣による農作物の被害や森林の荒廃を防止するため、猟友会に委託し管理捕獲事業を実施している。被害地域の要望を受けながら、猟友会等と協力した有害捕獲活動を行っていく必要がある。

○土砂災害対策の推進

- ・ 治山事業による土砂災害対策の推進（参照：1－4）
- ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1－4）

○農業資源の保全管理活動の推進

農業・農村の多面的に機能の維持・発揮を図るため、また、荒廃農地減少させるため中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度等、国・県の補助事業を活用し、耕作放棄地の解消や農業・農村の持つ多面的機能を確保している。高齢化や過疎化等に伴い集落機能が低下している地域もあるので引き続き支援が必要である。

○農産物の生産技術の普及等

- ・ 農業者に対する経営再建資金制度の周知

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建策として、身延町雪害対策資金利子補給補助金交付要綱及び身延町災害対策資金利子補給補助金要綱により支援を行っている。大規模な自然災害に備え、引き続き、制度を継続していく必要がある。

○農地の保全等による災害対策の推進

農業・農村の機能の維持・発揮を図るため、また、高齢化や過疎化等に伴い集落機能が低下している地域が多く災害対策について、更に検討する必要がある。

○洪水被害等を防止する排水施設の整備（参照：1－2）

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件の整備

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物処理体制の整備

・災害廃棄物の処理体制の整備

身延町地域防災計画に基づき、災害廃棄物（がれき）等の適正処理について、一部事務組合又は峡南林務環境事務所と連携を図って実施し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興に努める必要がある。

・災害時における応急対策業務の協力体制の推進

被災状況の情報収集のため峡南衛生組合から、廃棄物処理施設の被災状況や収集運搬車両の状況等の収集運搬体制、廃棄物発生量の推計に必要な情報等を収集する。町のみでごみ・し尿等の処理業務が不可能な場合は、峡南林務環境事務所に連絡し、県、他市町村に応援を要請して速やかに収集・処理を行うとしている。引き続き、連携を強化する必要がある。また、廃棄物の仮置場については、設定しているものの更なる廃棄物の発生について検討する必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○地域防災力の強化

- ・住民参加型の地震防災訓練の実施（参照：1-1）
- ・自主防災組織の充実強化及び維持（参照：1-1）
- ・自主防災組織、人材育成及び意識啓発（参照：1-1）
- ・災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進（参照：2-6）
- ・地区防災計画等の作成促進（参照：1-1）

○救助・救急体制の強化

- ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進（参照：2-3）

○福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・福祉避難所運営マニュアルの策定（参照：1-2）
- ・女性や子育て家庭、災害時要配慮者に配慮した避難所運営の実施

福祉避難所等の運営については、関係機関等と連携・協力する中、適切な避難所運営の推進を図っている。運営マニュアル策定に向け、関係課に働きかけを行う必要がある。今後も災害時要配慮者を考慮した避難所の住みわけを行うなど、避難所運営体制の充実に向け取り組んでいく必要がある。

- ・災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施（参照：1-2）
- ・ボランティアコーディネーターの養成の推進

ボランティアコーディネーターの養成については、社会福祉協議会と連携する中、強化促進を図っている。今後も、避難所運営において、ボランティア部門が有効に働くよう、コーディネーターの養成強化に取り組んでいく必要がある。

○地籍調査の推進

- ・災害発生後の復旧・復興が迅速に行えるよう地籍調査を順次実施する必要がある。